

(除害施設の設置等)

第10条 法第12条第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水を除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置を講じなければならない。

- (1) 温度 45度未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

- (4) 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

第11条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置を講じなければならない。

- (1) カドミウム及びその化合物 1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム以下
- (2) シアン化合物 1リットルにつきシアン1ミリグラム以下
- (3) 有機燐化合物 1リットルにつき1ミリグラム以下
- (4) 鉛及びその化合物 1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下
- (5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下
- (6) 砒素及びその化合物 1リットルにつき砒素0.1ミリグラム以下
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下
- (8) アルキル水銀化合物 検出されないこと
- (9) ポリ塩化ビフェニル 1リットルにつき0.003ミリグラム以下
- (10) トリクロロエチレン 1リットルにつき0.3ミリグラム以下
- (11) テトラクロロエチレン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下
- (12) ジクロロメタン 1リットルにつき0.2ミリグラム以下
- (13) 四塩化炭素 1リットルにつき0.02ミリグラム以下
- (14) 1・2—ジクロロエタン 1リットルにつき0.04ミリグラム以下
- (15) 1・1—ジクロロエチレン 1リットルにつき0.2ミリグラム以下

- (16) シス—1・2—ジクロロエチレン 1リットルにつき0.4ミリグラム以下
- (17) 1・1・1—トリクロロエタン 1リットルにつき3ミリグラム以下
- (18) 1・1・2—トリクロロエタン 1リットルにつき0.06ミリグラム以下
- (19) 1・3—ジクロロプロペン 1リットルにつき0.02ミリグラム以下
- (20) テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム) 1リットルにつき0.06ミリグラム以下
- (21) 2—クロロ—4・6—ビス(エチルアミノ)—S—トリアジン(別名シマジン) 1リットルにつき0.03ミリグラム以下
- (22) S—四—クロロベンジル=N・N—ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ) 1リットルにつき0.2ミリグラム以下
- (23) ベンゼン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下
- (24) セレン及びその化合物 1リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下
- (25) ほう素及びその化合物 1リットルにつきほう素10ミリグラム以下
- (26) ふっ素及びその化合物 1リットルにつきふっ素8ミリグラム以下
- (27) フェノール類 1リットルにつき5ミリグラム以下
- (28) 銅及びその化合物 1リットルにつき銅3ミリグラム以下
- (29) 亜鉛及びその化合物 1リットルにつき亜鉛2ミリグラム以下
- (30) 鉄及びその化合物(溶解性) 1リットルにつき鉄10ミリグラム以下
- (31) マンガン及びその化合物(溶解性) 1リットルにつきマンガン10ミリグラム以下
- (32) クロム及びその化合物 1リットルにつきクロム2ミリグラム以下
- (33) ダイオキシン類 1リットルにつき10ピコグラム以下
- (34) 温度 45度未満
- (35) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満
- (36) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

- (37) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
 - (38) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
 - (39) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
 - (40) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
 - (41) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満
 - (42) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で福井県公害防止条例(平成8年福井県条例第4号)により、当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数値
- 2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道に排除される汚水に係る前項第34号から第38号まで、第40号及び第41号に掲げる項目に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量が終末処理場で処理される汚水の量の4分の1以上であると認められるとき、終末処理場に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があると認めるときは、前項第34号から第38号まで、第40号及び第41号の規定にかかわらず、次に掲げる基準を適用する。
- (1) 温度 40度未満
 - (2) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき125ミリグラム未満
 - (3) 水素イオン濃度 水素指数5.7を超え8.7未満
 - (4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に300ミリグラム未満
 - (5) 浮遊物質 1リットルにつき300ミリグラム未満
 - (6) 窒素含有量 1リットルにつき150ミリグラム未満
 - (7) 燐含有量 1リットルにつき20ミリグラム未満